

災害救助法の概要

(令和5年6月)



内閣府政策統括官（防災担当）

目 次



※ 災害救助法第2条の2の規定により、救助実施市が行うこととされている事務については、「都道府県」とあるのは「都道府県又は救助実施市」に、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は救助実施市の長」と読み替える。

1.	災害救助法とは	
①	沿革、法制上の位置づけ	1
②	制度の概要	4
③	救助の実施概念図	6
④	災害救助法の基本原則	8
⑤	災害救助基金の概要	9
2.	災害救助法の適用に当たり	
①	適用基準・要件	10
②	災害救助法適用の判断	12
③	災害救助法適用と公示の流れ	13
④	災害情報等の収集と報告	14
3.	災害救助法の運用	
①	事務の流れ	15
②	災害が発生した段階の各救助項目概要	16
③	災害が発生するおそれ段階の救助項目概要	40
④	災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について	44

1. 災害救助法とは（①沿革、法制上の位置づけ）

昭和22年w	<p>◇ 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、</p> <p>①基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと、</p> <p>②支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、昭和22年に「災害救助法」が制定された。</p> <p>昭和22年法制定時：</p> <p>○収容施設の供与 ○炊出しその他による食品の給与 ○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ○医療及び助産</p> <p>○生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○学用品の給与 ○埋葬</p>
昭和28年及び昭和34年	<p>◇ 昭和28年及び34年の法令改正で、以下の救助項目の追加が行われた。</p> <p>昭和28年法改正時：</p> <p>○飲料水の供給 ○被災者の救出 ○住宅の応急修理 ○収容施設に応急仮設住宅を含むことを明文化</p> <p>昭和34年政令改正：</p> <p>○死体の捜索及び処理 ○障害物の除去</p>
昭和36年	<p>◇ 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。</p>
平成11年	<p>◇ 地方分権一括法の制定により、災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」となった。</p>
平成25年10月	<p>◇ 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーし、発災後の迅速な災害応急対応を行うため、平成25年10月、災害救助法は内閣府に移管された。</p>
平成31年4月	<p>◇ 平成23年の東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、地域全体の災害対応の底上げを図ることを目的として、平成30年6月に災害救助法に内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施が可能となる改正が行われた。（平成31年4月1日施行）</p>
令和元年10月	<p>◇ 令和元年10月23日、同年発生した台風第15号を契機として、住宅の応急修理制度を準半壊（損害割合10%以上20%未満）までに拡充された。（本制度は令和元年8月28日から適用することとされた。）</p>
令和2年7月	<p>◇ 被災自治体からの要望を踏まえ、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とし、令和2年7月豪雨災害において災害救助法が適用された被災自治体から適用することとされた。</p>
令和3年5月	<p>◇ 令和3年5月20日、「災害対策基本法」の改正により、大規模な災害の発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置して広域避難等の実施に向けた自治体間の調整・支援を行うこととされ、併せて「災害救助法」の改正により、国が当該本部を設置した場合に、都道府県等が「災害救助法」を適用し、広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助を行うことが可能となった。</p>
令和5年5月	<p>◇ 令和5年6月、災害によって屋根等の被害を受けた住宅の損傷が拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急措置を可能とするため、住宅の応急修理に「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が追加された。（令和5年4月1日適用）</p>

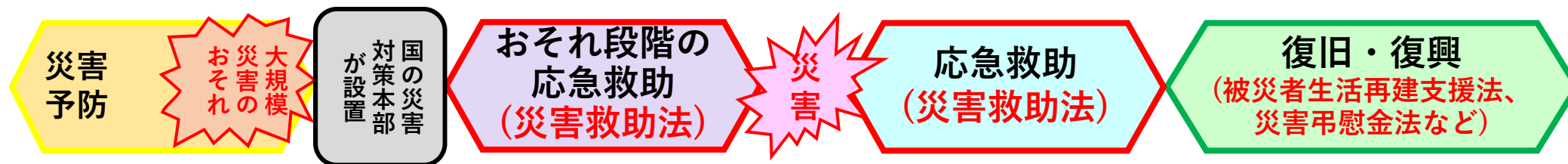
<災害対策法制上の位置づけ>

- 我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、応急期における応急救助に対応する主要な法律である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



<災害救助法が適用になると自治体の業務はどう変わる>

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整 （基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 （法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし （法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

【参考】災害が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

非常災害等が発生するおそれがある段階から、都道府県が救助を実施するために、国の災害対策本部が設置された場合に、災害救助法の適用を可能とする。

<背景・課題>

- 近年、災害の大規模化、頻発化が進む中で、災害時における円滑かつ迅速な対応についての社会的要請が高まっている。
- 今般の災害対策基本法の改正により、特別警報級の台風の接近など大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策本部を設置して、広域避難等の事前避難の実施に向けた自治体間の調整・支援を行うこととしている。
- この場合、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、当該災害に係る地域の状況等を勘案して当該災害に係る災害応急対策を国が関与して推進するため特別の必要がある状況であり、避難の実施にあたっては、都道府県が中心となって行うことが想定される。

災害が発生するおそれがある段階において、国の災害対策本部が設置された場合には、災害救助法の適用を可能とし、広域避難等の事前避難の実施を支援

<概要>

- ・ 災害救助法適用が可能となる都道府県等：国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県等（救助実施市を含む）
- ・ 災害救助費の国費負担の対象：
 - ① 広域避難等の事前避難の実施に必要な避難所の供与
 - ② 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の避難所への輸送・賃金職員雇上費用
 - ③ ①、②に係る救助の事務費

1. 災害救助法とは (②制度の概要)

<法の目的>

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

<実施体制>

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

<救助の種類>

■災害が発生した段階の救助 (法第4条第1項)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 避難所及び応急仮設住宅の供与○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給○ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与○ 医療及び助産○ 被災者の救出 | <ul style="list-style-type: none">○ 被災した住宅の応急修理○ 学用品の給与○ 埋葬、死体の捜索及び処理○ 障害物の除去 (災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去) |
|---|---|

■災害が発生するおそれ段階の救助 (法第4条第2項)

- 避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む

<適用要件・基準>

■災害が発生した段階の適用 (法第2条第1項)

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失 (全壊) がある場合 (令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等 (令第1条第1項第4号)

■災害が発生するおそれ段階の適用 (法第2条第2項)

- 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

<救助の程度、方法及び期間>

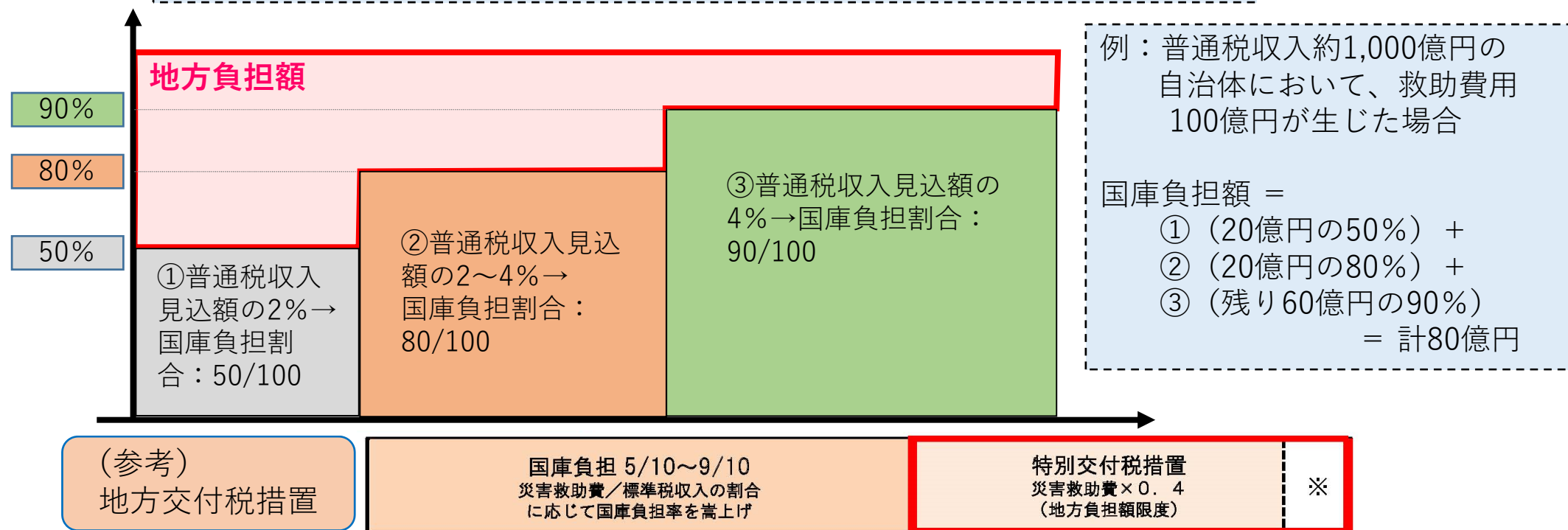
- **一般基準（令第3条第1項）**
救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準※に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※ 平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準（令第3条第2項）**
一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、**特別基準を定める**ことができる。

<国庫負担>

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

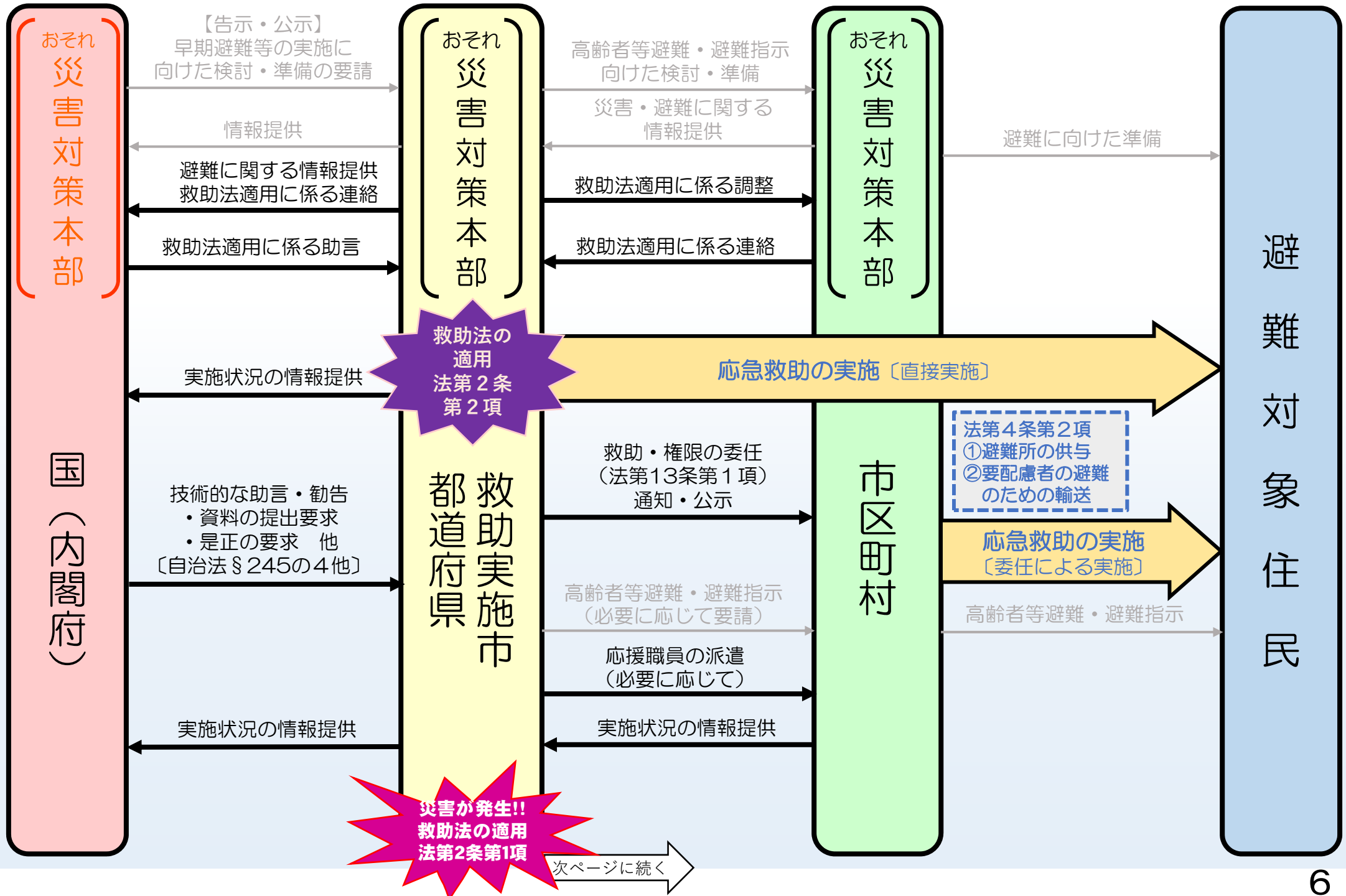
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→ 50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→ 80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→ 90 / 100



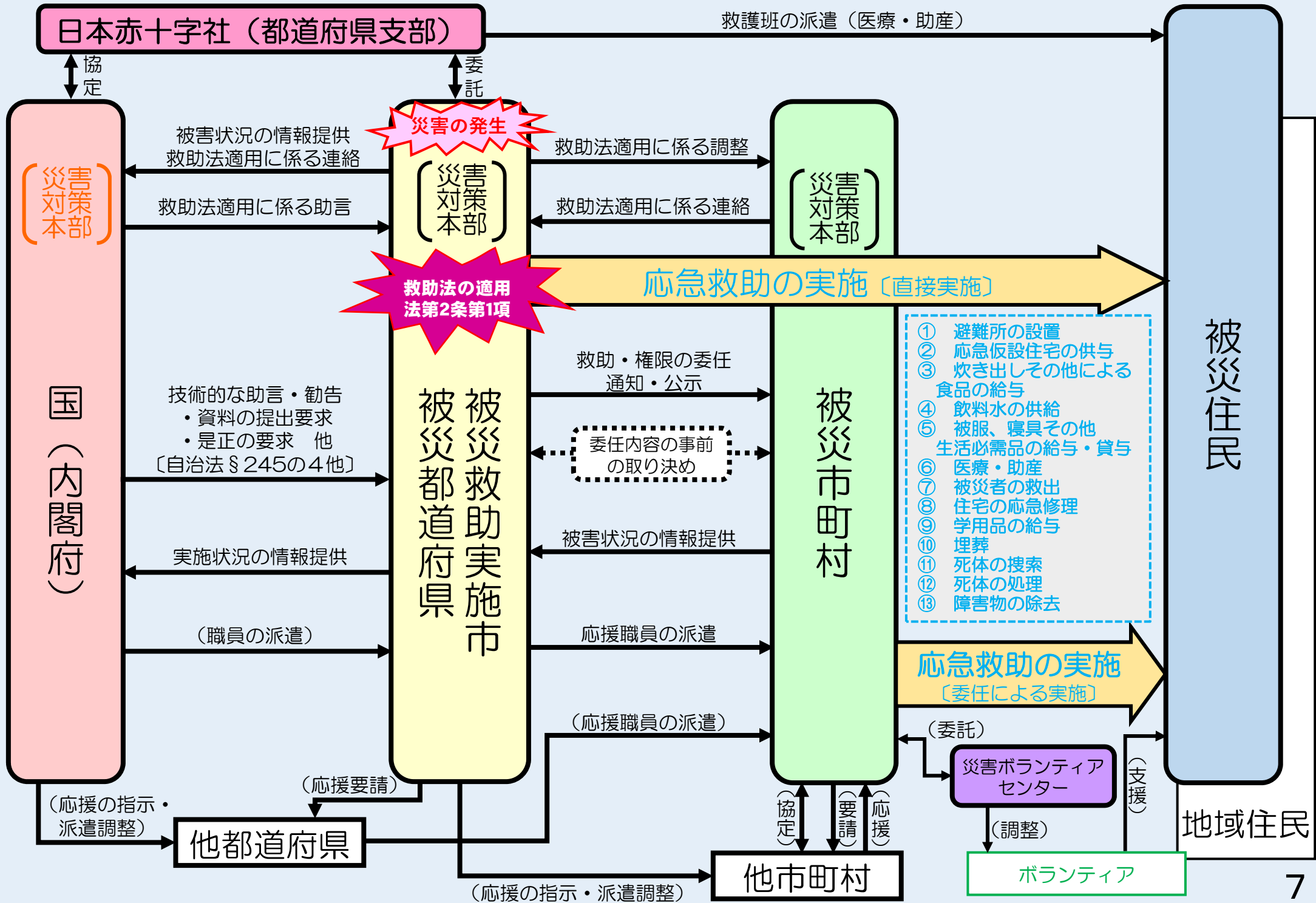
※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

➡ 国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

1. 災害救助法とは (③救助実施概念図【災害が発生するおそれ段階 (法第2条第2項)】)



1. 災害救助法とは (③救助実施概念図【災害が発生した段階 (法第2条第1項)】)



1. 災害救助法とは（④災害救助法の基本原則）

I 平等の原則	・ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。
II 必要即応の原則	・ 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。
III 現物給付の原則	・ 法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、現物をもって行うことを原則としている。
IV 現在地救助の原則	・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。 ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
V 職権救助の原則	・ 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を実施する。

1. 災害救助法とは（⑤災害救助基金の概要）

<基金の目的>

- 都道府県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

<基金の積立方法>

- 前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てることが原則。
- 都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。（「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付社施第99号））

<基金から支出することができる費用>

- 基金から支出することができる費用
 - ① 法による救助に要した費用
 - ② 法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資）
 - ③ 基金の管理に必要な費用（※）
 - ※基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。
- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

<基金による備蓄物資>

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。
具体例：食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品（※）等
※要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。
- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

2. 災害救助法の適用に当たり (①適用基準・要件)

■ 災害が発生した段階の救助法の適用(法第2条第1項)

1. 住家等への被害が生じた場合 (1～3号基準)

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること (令第1条第1項**第1号**)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること (令第1条第1項**第2号**)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項**第3号前段**）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項**第3号後段**）

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
（府令第1条）

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合 （いわゆる「**4号基準**」）

発生した災害の程度が、**多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合**であって、内閣府令で定める基準に該当する災害（令第1条第1項**第4号**）

・ **災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。**（府令第2条第1号）

・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

■ 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「**特定災害対策本部**」、「**非常災害対策本部**」**又は「緊急災害対策本部」が設置**され、当該本部の**所管区域が告示されたとき**は、都道府県知事は、**当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり**、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

2. 災害救助法の適用に当たり (2)災害救助法適用の判断

<法適用判断の背景>

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国（内閣府防災）からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

<住家被害（1～3号基準）による判断>

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、適用の判断がしやすい反面、住家被害の確定には一定の期間を要するため、発災後ただちに適用判断することが困難。

<災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）による判断>

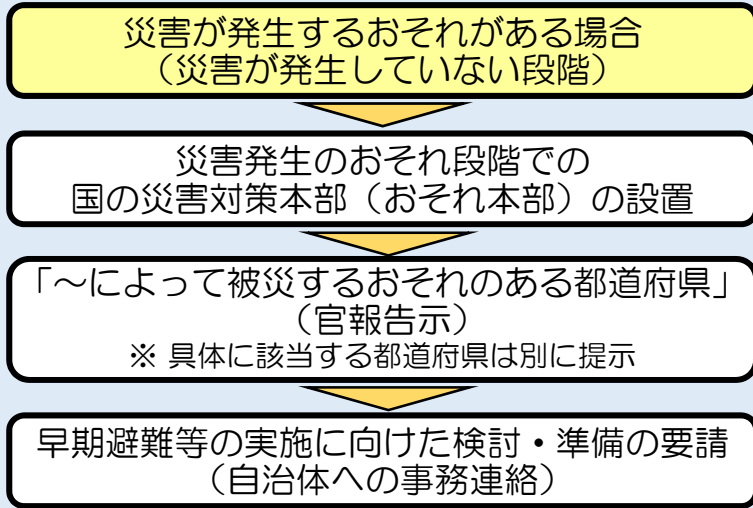
- 発災後の迅速な適用が可能であるが、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向がある。

法適用判断に当たっては

- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、災害時に迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織（環境）づくりが重要。
- このため、各市町村における被害状況や避難状況等について、速やかに都道府県等に情報提供するとともに、国も知り得た市町村の状況や他県の状況等について都道府県等に情報提供を行うことで、都道府県知事等の迅速な法適用の判断が可能となるよう努めるべき。

2. 災害救助法の適用に当たり (3) 災害救助法適用と公示の流れ

【国の災害対策本部】



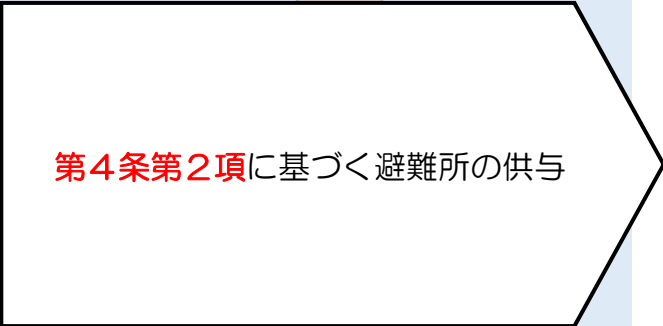
災害が発生した場合又は 災害の発生のおそれなくなった場合

おそれ本部の廃止

【都道府県等】

実際には災害が発生しないケース

救助法の適用 (第2条第2項) の実施を決定 公示 (HPで公表)



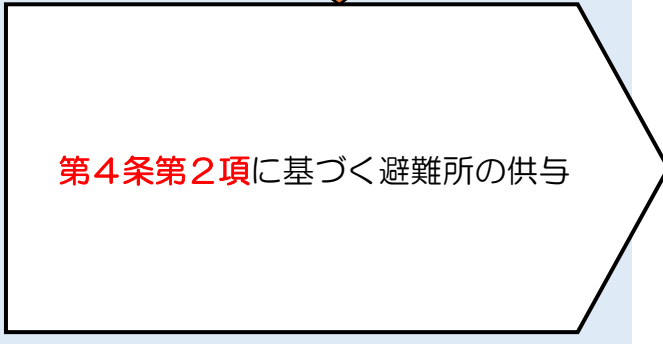
救助法の適用 (第2条第2項) の終了 公示 (HPで公表)

災害の発生のおそれなくなった場合

【都道府県等】

実際に災害が発生したケース

救助法の適用 (第2条第2項) の実施を決定 公示 (HPで公表)



救助法の適用 (第2条第2項) の終了 公示 (HPで公表)

同時に実施

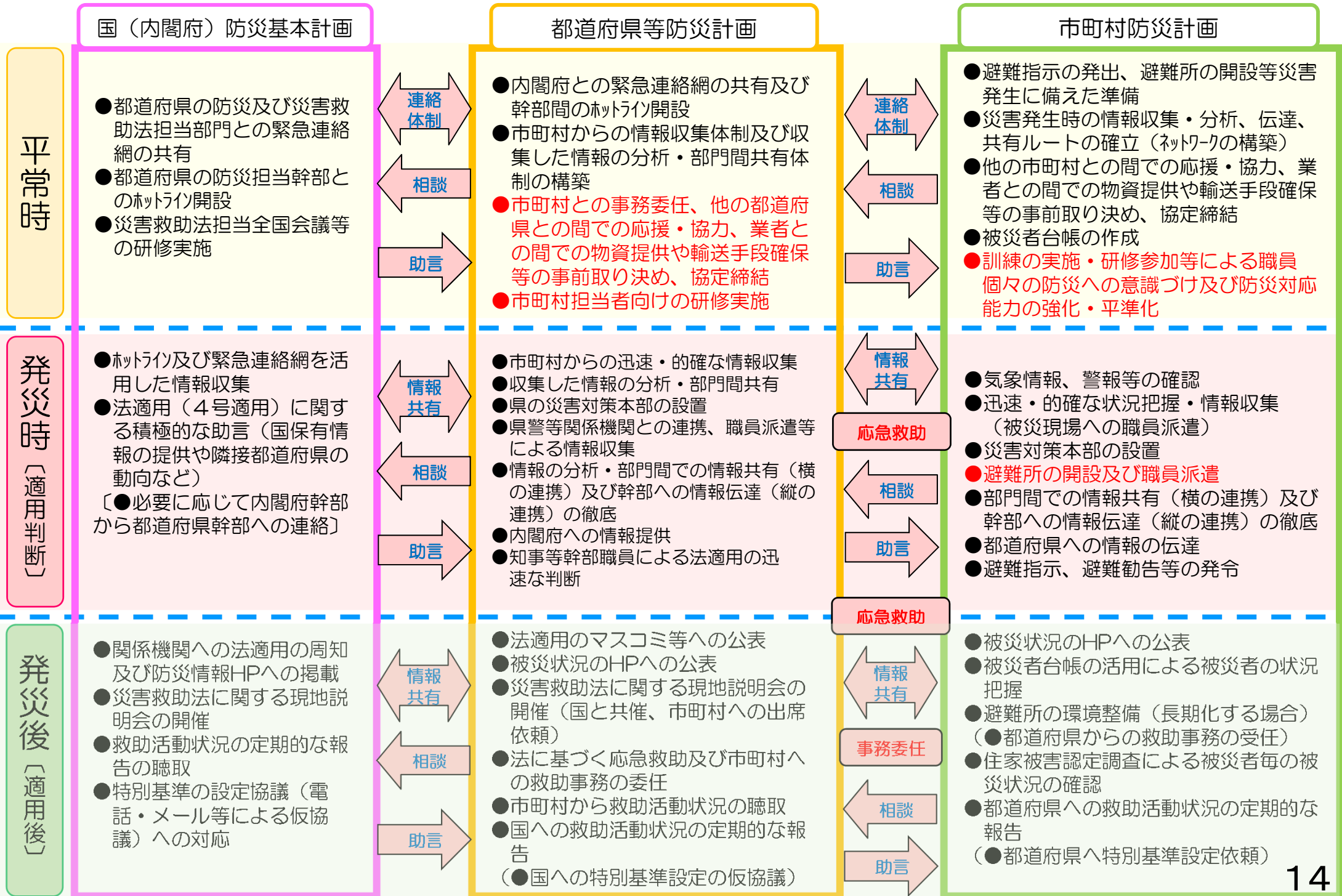
救助法の適用 (第2条第1項) の実施を決定 公示 (HPで公表)

第4条第1項各号に基づく救助の実施

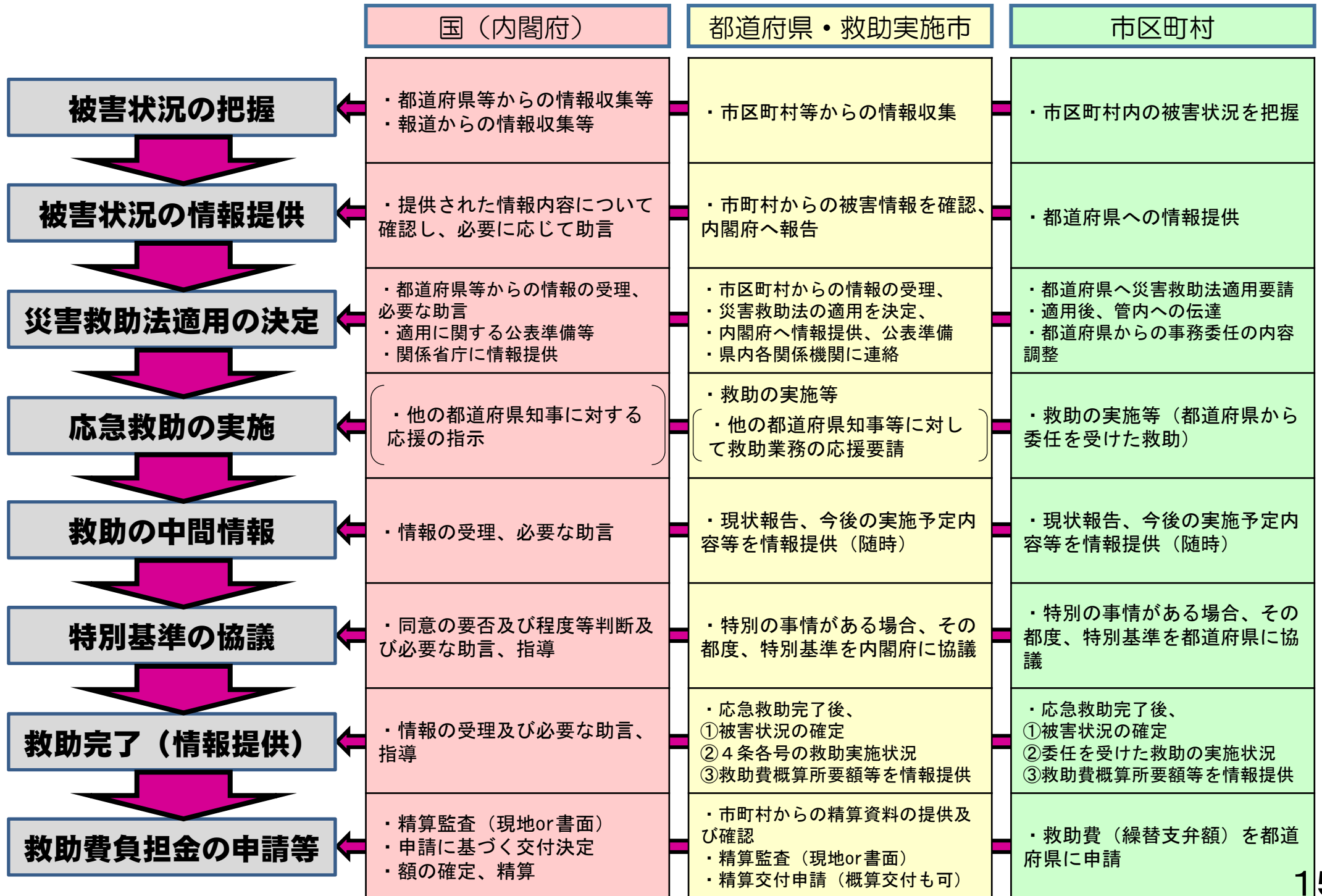
- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- ⑥ 医療・助産
- ⑦ 被災者の救出 (死体の搜索)
- ⑧ 住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の処理
- ⑫ 障害物の除去

救助法の適用 (第2条第1項) の終了 公示 (HPで公表)

2. 災害救助法の適用に当たり (4) 災害情報等の収集と報告



3. 災害救助法の運用 (①事務の流れ)



3. 災害救助法の運用 (②災害が発生した段階の各救助項目概要)

(1) - 1 避難所の供与

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>340円</u> 以内	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所（次頁参照）を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
（ホテル・旅館等の1泊当たりの単価は、7,000円/名（食費・税込み）を目安とすること。）
- 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。
- 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。

(1) - 2 福祉避難所の設置

	避難所の一般基準	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり <u>340円</u> 以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。
(ホテル・旅館等の1泊当たりの単価は、7,000円/名(食費・税込み)を目安とすること。)
- 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
- 福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。

(参考) 避難所でできること (災害救助法の対象となるもの)

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。

なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

主に生活環境の整備に関すること

- 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル※、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベット等の購入
- 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル※
- 被災者のためのタオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、生理用品、市販薬等の購入、携帯電話の充電器等のレンタル※

主に食事に関すること

(温かく栄養バランスのとれた食事のために)

- 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ
- 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置 (一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意)
- 被災者用の弁当等の購入

主に衛生及び暑さ対策に関すること

- 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー (洗濯機、乾燥機)、仮設トイレ、授乳室の設置
- 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い
- 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル※

主に避難所の設置に関すること

- 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置
- 情報収集等のためのテレビ等のレンタル※

主に要配慮者に関すること

- 高齢者用おむつの購入、ストーマ用装具等の器材、補聴器、車いす、酸素ボンベ等の補装具のレンタル※
- 粉ミルク・液体ミルク、離乳食、乳幼児用おむつの購入
- 翻訳機器のレンタル※、通訳スタッフの雇い上げ

※ レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。

なお、購入した器材 (物) は、原則として残存資材等として換価処分すること。当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

(2) 応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」及び「その他適切な方法」によるものに分類され、応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、**迅速な供与**が可能か、**コスト**は適正か、**仕様に問題**がないか等を勘案し、**地域の実情**に応じて被災者に供与されることが望ましい。

1. 賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)

例：民間賃貸住宅の借上・提供



賃貸戸建



賃貸アパート



賃貸マンション

避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与。

2. 建設型応急住宅

例：プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウスの設置など

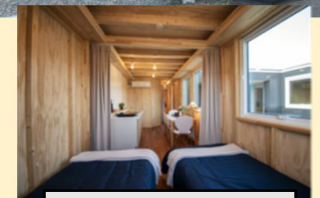
※ 給排水配管、電気等の接続が必要



プレハブ住宅



木造住宅



ムービングハウス

3. その他適切な方法

例：用途廃止した公営住宅、公有の倉庫等を改造して法による応急仮設住宅として提供



改修前



改修後

【参考事例】

令和2年7月豪雨災害において、熊本県人吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。

(2) - 1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。 ○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者 ○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>6,775,000円</u> 以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年10月公布）

(2) - 2 応急仮設住宅の供与 【賃貸型応急住宅】

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。 ○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者 ○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年（建設型応急住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主な留意事項

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
- 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
- 令和2年7月豪雨災害以降、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。（詳細は、22、23ページ（参考）応急修理期間中における応急仮設住宅の使用を参照）

【参考】 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれ、災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難である者	本制度の利用に当たっては、内閣府と事前に協議の上、実施すること。
費用の限度額	(2) - 2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】と同じ (8) - 2 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【大規模半壊・中規模半壊・半壊】と同じ	
救 助 期 間	災害発生の日から原則として、 <u>6カ月以内</u> とし、応急修理が完了した場合は速やかに応急仮設住宅を退去	修理完了後は速やかに退去

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたところ、これを行う場合には、事前に内閣府と協議の上、実施すること。
- 応急修理期間における応急仮設住宅を使用する者に提供する応急仮設住宅は、賃貸型応急住宅とし、新たな建設型応急住宅を建設することは認められない。
- 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である都道府県等や事務委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。
- 応急修理期間における応急仮設住宅を使用する者は、応急仮設住宅に入居する段階で応急修理の申請を行っているか、応急仮設住宅への入居後直ちに応急修理の申請を行うことが前提であること。

【参考】 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

<背景・課題>

- 工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。
- 今般の令和2年7月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

**応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅
への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援**

<概要>

- ・ 対象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者
- ・ 使用期間：災害の発生の日から原則6ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）
- ・ 支出費用：実費（地域の実情に応じた額）

(3) 炊き出しその他による食品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1, 230円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対 象 経 費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

(4) 飲料水の供給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対 象 経 費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により現に飲料水を得ることができないかどうかを救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。
- 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。
- 水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	<u>別記</u> のとおり（次頁参照）	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料 ⑤防寒・熱中症対策	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等 ⑤電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外）

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	<u>19,200円</u>	<u>24,600円</u>	<u>36,500円</u>	<u>43,600円</u>	<u>55,200円</u>	<u>8,000円</u>
冬季	<u>31,800円</u>	<u>41,100円</u>	<u>57,200円</u>	<u>66,900円</u>	<u>84,300円</u>	<u>11,600円</u>

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	<u>6,300円</u>	<u>8,400円</u>	<u>12,600円</u>	<u>15,400円</u>	<u>19,400円</u>	<u>2,700円</u>
冬季	<u>10,100円</u>	<u>13,200円</u>	<u>18,800円</u>	<u>22,300円</u>	<u>28,100円</u>	<u>3,700円</u>

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この**季別は災害発生の日をもって決定**することとなる。

(6) - 1 医療及び助産 【医療】

	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から <u>14日</u> 以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- 患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(6) - 2 医療及び助産 【助産】

	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。
- 本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(7) 被災者の救出

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>3日（72時間）</u> 以内	
対 象 経 費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としており、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等は対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうとを問わない。

(8) - 1 住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理) 【準半壊以上(相当)】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	・ 特別基準の設定はなし ・ ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 令和5年6月16日内閣府告示第91号 本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、
 - ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）が対象になる。
- 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

(8) - 2 住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理) 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者	
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 706,000円以内	・ 特別基準の設定はなし ・ 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から <u>3カ月</u> 以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6カ月</u> 以内に完了)	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。
- 住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれ、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。（詳細は、22、23ページ【参考】応急修理期間中における応急仮設住宅の使用を参照）

(8) - 3 住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理) 【準半壊】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者	
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 343,000円以内	・ 特別基準の設定はなし ・ 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から <u>3カ月</u> 以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6カ月</u> 以内に完了)	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。
- 一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、応急修理の対象とならない。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）

	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯） ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（大規模半壊世帯）	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者（準半壊世帯）
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 706,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 343,000円以内
救助期間	災害発生の日から3カ月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6カ月</u> 以内に完了）	災害発生の日から3カ月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6カ月</u> 以内に完了）

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。「費用の限度額」については、特別基準の設定は「不可」。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号）による。

(参考) 被災した自宅の写真撮影について (住宅の応急修理)

応急修理や障害物の除去の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。

被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、**修理前、修理中、修理後の写真撮影**を行うよう周知徹底願いたい。

○ 修理前状況写真の撮影 (被災者又は修理業者が撮影)

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

(1) 外 観 (亀裂、剥がれ、歪みなど)

- ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
- ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
- ③ 玄関、窓 (サッシ)、外壁等の破損状況を箇所別に撮影

(2) 室 内 (めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど)

- ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
- ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影 (床材のめくれ、反り、カビ、腐食など)
- ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

(3) 設 備 (破損、故障など)

- ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
- ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

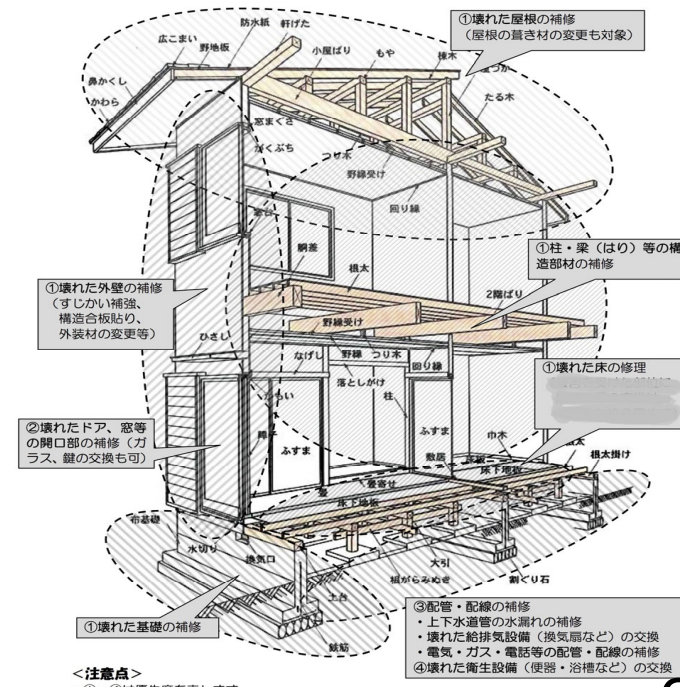
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
自分で撮影できない箇所等は施行業者に撮影して貰うなどすること。

○ 修理中・修理完了後の写真撮影 (修理業者が撮影)

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理：根太の交換→断熱材交換→下地材交換→床材 (畳) 交換
- ② 設備交換：故障した設備の取り外し→故障箇所確認→製品の交換
- ③ 屋根修理：足場設置→古い屋根材の撤去→野地板交換→防水シート交換→屋根材 (瓦) の設置→雨どい交換など→足場撤去

カメラ・スマホなどで4方向から撮影



(9) 学用品の給与

一 般 基 準		対象経費	
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）		①教科書及び正規の教材 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 等
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 <u>4,800円</u> 以内 中学校生徒 <u>5,100円</u> 以内 高等学校等生徒 <u>5,600円</u> 以内		②文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 等
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材： <u>1か月</u> 以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： <u>15日</u> 以内		③通学用品 傘、靴、長靴 等
			④その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
- この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

(10) 埋葬

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）： <u>219,100円以内</u> 小人（12歳未満）： <u>175,200円以内</u>	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。
- 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。
- 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

(11) - 1 死体の搜索

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害救助法により、現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等は対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に搜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうとを問わない。

(11) - 2 死体の処理

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり： <u>3,500円</u> 以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： 1体当たり <u>5,500円</u> 以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金 職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。 それ以外の場合も、遺族等がいる 場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体のある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
- 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。
- 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

(12) 障害物の除去

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>138,700円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

(救助事務費) 災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要な不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

<背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

<概要>

- 対象事務：災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
- 対象経費：調整事務を行う人員を確保するための次の経費
 - ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金)
 - ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
※令和2年7月豪雨以降の災害に適用

3. 災害救助法の運用 (③災害が発生するおそれ段階の救助項目概要)

避難所・福祉避難所の供与及び要配慮者の輸送

	避難所・福祉避難所の供与	要配慮者の輸送
対象者	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 (法第2条第2項)	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者
費用の限度額	避難所 : 1人1日当たり <u>340円</u> 以内 福祉避難所: 避難所限度額に加えて、通常の実費を加算	地域の実情に応じた額(実費)
救助期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	
対象経費	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

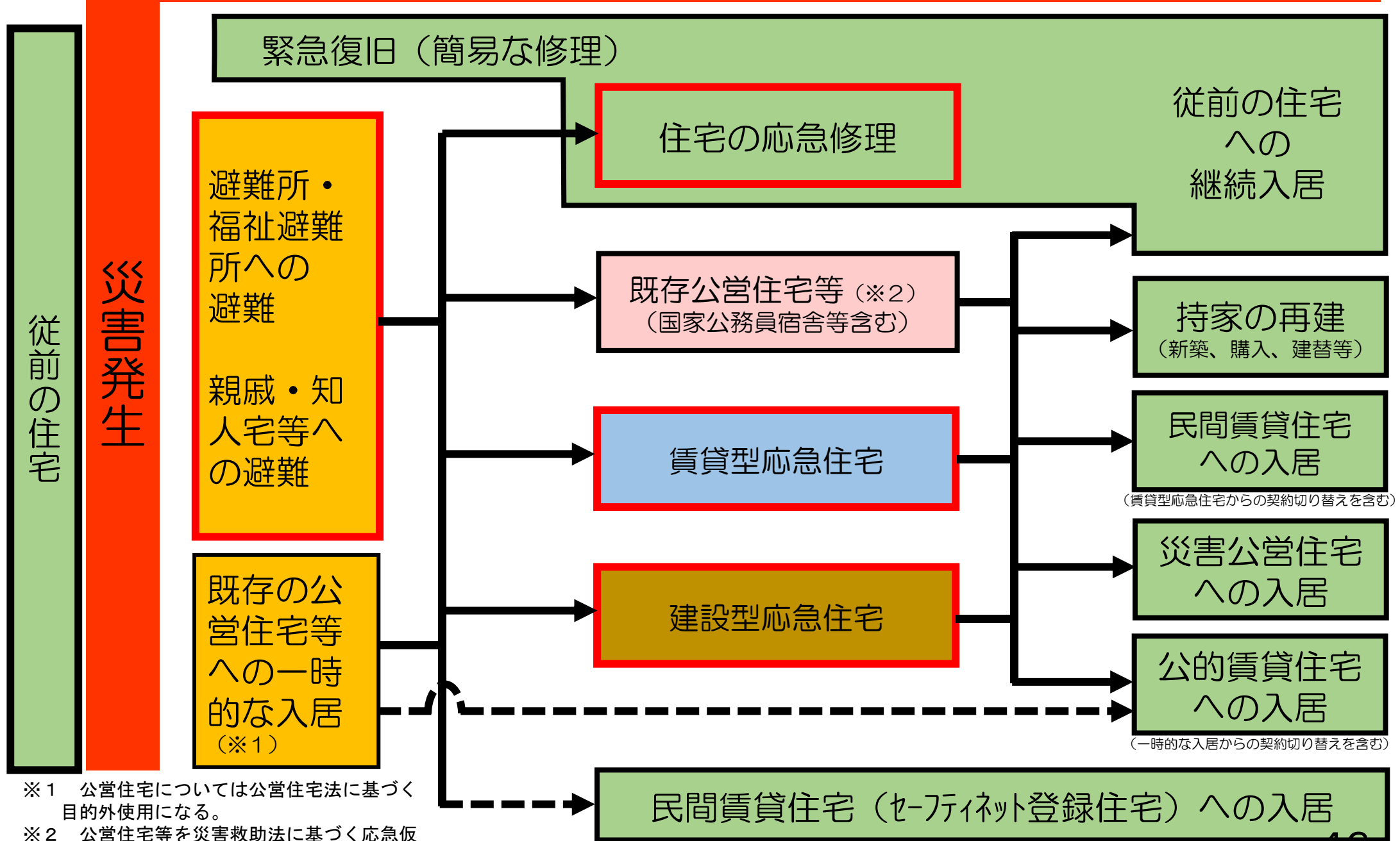
主な留意事項

- おそれ段階における避難所の設置については短期間のため、建物の使用謝金や光熱水費を想定している。
- 夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。
- 要配慮者の輸送については、例えば、離島から安全な場所に避難するために船舶やバス等の借上げを想定しており、また、高齢者や障害者等で移動手段の確保が必要となる者を想定している。(避難指示が出ていて、予め避難が可能であるにも関わらず避難をしない方は「移動手段の確保が必要となる者」とは考えにくい。)

(参考) 生活再建のステージに応じた切れ目ない支援〔被災後の恒久的な住宅確保までのフロー〕

被災前

被災直後 ----> 被災後数週～数月 -----> 被災後数月～数年 -----> 恒久住宅の確保



※1 公営住宅については公営住宅法に基づく目的外使用になる。

※2 公営住宅等を災害救助法に基づく応急仮設住宅と位置付けた場合

災害救助法と被災者生活再建支援法の運用について

令和5年6月現在

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法※			
		建設・購入	補修	賃貸	
全壊 (50%以上)		基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万	
大規模半壊 (50%未満 ~40%以上)		基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万	
中規模半壊 (40%未満 ~30%以上)		併用可	基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 50万	基礎 0 加算 25万
半壊 (30%未満 ~20%以上)		・住宅の応急修理 (706,000円以内) ・ブルーシート等の緊急修理 (50,000円以内)	R2臨時国会で追加(R2.7月豪雨から対象)		
準半壊 (20%未満 ~10%以上)		・住宅の応急修理 (343,000円以内) ・ブルーシート等の緊急修理 (50,000円以内)	※ 長期避難世帯及び解体世帯(半壊、敷地被害)も全壊世帯と同様最大300万円を支給 ※ 特定長期避難世帯(避難指示が通算3年を経過したもののうち、当該避難指示の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等)については、支給金額に70万円を加えた額を支給(その額が300万円を超えるときは、300万円) ※ 単身世帯については、上記支給額の3/4		
床上浸水		生活必需品の供与 (被服・寝具等) 学用品の給与 障害物の除去 (138,700円以内)	<災害救助法の応急修理の拡充> ① R元.台風15号を契機に「準半壊」を追加(告示)(8月大雨から対象) ② R5.6月に「ブルーシート等の緊急修理」を追加(告示)(R5.5月の石川県能登地震から対象)		
住家の被害に関わらず可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬				